○座間市雨水浸透施設等設置助成金交付要綱

|  |
| --- |
| （平成１１年５月３１日告示第６７号） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成１１年１２月１日告示第１１２号 | 平成１２年３月２７日告示第３４号 | | 平成１３年３月１６日告示第２０号 | 平成１４年３月２５日告示第１９号 | | 平成１６年３月３１日告示第３１号 | 平成２０年３月３１日告示第２７号 | | 平成２２年３月２４日告示第４０号 | 平成２５年９月２日告示第１０９号 | | 平成２８年３月３１日告示第４６号 | 平成２９年３月２７日告示第３３号 | |  |  |  | |

|  |
| --- |
|  |

（趣旨）

第１条　この告示は、座間市補助金等の交付に関する規則（平成６年座間市規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、座間市の地下水を保全する条例（平成１０年座間市条例第１９号。以下「条例」という。）第２７条の規定に基づき、水源保護地域における雨水浸透施設等設置工事に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　雨水浸透施設等　雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、浸透性アスファルト舗装及び雨水貯留槽の総称

（２）　雨水浸透ます　側面及び底面に浸透孔等を有するますとその周囲の充てん剤から構成される構造物で、その側面及び底面から雨水を地中に浸透させる施設で、別表に定める基準を満たすもの（汚水を同時に地下に浸透させるものを除く。）

（３）　雨水浸透トレンチ　浸透管とその周囲の充てん剤から構成される構造物で、雨水を導き、その側面及び底面から雨水を地中に浸透させる施設で、別表に定める基準を満たすもの（汚水を同時に地下に浸透させるものを除く。）

（４）　浸透性アスファルト舗装　アスファルト材に開粒度アスファルト混合物等を用い、空隙（げき）率を１５パーセント以上確保することによって雨水の浸透性を確保した舗装で、別表に定める基準を満たすもの

（５）　雨水貯留槽　雨水を一時的に貯留する施設で、別表に定める基準を満たすもの

（６）　一般的涵（かん）養地域　条例第２５条の規定に基づき市長が指定した水源保護地域のうち、座間市の地下水を保全する条例施行規則（平成１０年座間市規則第４３号）第１８条の２第１項の規定により市長が指定した重点的涵養推進区域以外の区域をいう。

（助成対象事業）

第３条　助成対象事業は、一般的涵養地域に雨水浸透施設等を設置（更新を含む。）するもののうち、次に掲げるものとする。

（１）　一区画の敷地に２基以上の雨水浸透ますを設置する場合

（２）　前号で設置する雨水浸透ますに雨水浸透トレンチを同時に接続する場合

（３）　既存の雨水浸透ますに雨水浸透トレンチを接続する場合

（４）　１００平方メートル以上の駐車場に浸透性アスファルト舗装をする場合

（５）　前号に規定する浸透性アスファルト舗装に２基以上の雨水浸透ますを同時に設置する場合

（６）　前号に規定する雨水浸透ますに雨水浸透トレンチを同時に接続する場合

（７）　家屋に雨水貯留槽を設置する場合

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

（１）　座間市開発等事業指導要綱（平成１４年座間市告示第１３号）第３条に該当する場合（前項第７号に該当する場合を除く。）

（２）　不動産の売買等を目的とし、設置する場合

（３）　市税を滞納している者が設置する場合

（助成額）

第４条　助成額は、次のとおりとする。

（１）　前条第１項第１号に該当する場合は、１基当たり１万２,５００円とし、５万円を限度とする。ただし、重点的涵養推進区域に設置する場合は、１基当たり１万７,０００円とし、６万８,０００円を限度とする。

（２）　前条第１項第２号に該当する場合は、前号により算出した額に雨水浸透トレンチ１メートル当たり６,５００円を加算する。ただし、１３万円を加算額の限度とする。

（３）　前条第１項第３号に該当する場合は、雨水浸透トレンチ１メートル当たり６,５００円とし、１３万円を限度とする。

（４）　前条第１項第４号に該当する場合は、１平方メートル当たり５００円とし、２５万円を限度とする。

（５）　前条第１項第５号に該当する場合は、前号により算出した額に第１号により算出した額を加算する。

（６）　前条第１項第６号に該当する場合は、第４号により算出した額に第２号により算出した額を加算する。

（７）　前条第１項第４号以外の雨水浸透施設等を設置する場合において、自ら設置工事を行うときは、第１号から第３号までの規定により算出した額並びに第５号及び第６号の規定により加算した額を限度として材料費相当分とする。

（８）　前条第１項第７号に該当する場合は、本体価格の２分の１の額（１,０００円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）とし、１戸につき１基及び２万５,０００円を限度とする。

（交付の要望）

第５条　規則第５条第１項のただし書の規定に基づき、補助金交付要望書の提出を省略するものとする。

（交付申請）

第６条　助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第７条第１項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、設置工事の７日前までに市長に提出するものとする。

（１）　工事施行箇所の案内図及び設計図（平面図、断面図及び構造図）

（２）　契約書又は見積書

（３）　着手前状況写真

（４）　市税納付状況確認同意書

（完成届の添付書類）

第７条　助成金を申請した者は、事業完成届に雨水浸透施設等の設置工事中及び完成後の写真を添付しなければならない。ただし、雨水貯留槽については完成後の写真を添付するものとする。

（実績報告）

第８条　規則第１８条第３項の規定に基づき、領収書の写しの提出をもって、その実績の確認とする。

（実施細目）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成１１年１２月１日告示第１１２号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成１２年３月２７日告示第３４号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年３月１６日告示第２０号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月２５日告示第１９号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月３１日告示第３１号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月３１日告示第２７号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２４日告示第４０号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年９月２日告示第１０９号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日告示第４６号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２７日告示第３３号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 雨水浸透ます | １　側面及び底面に浸透孔等を有するますとその周囲の充てん材から構成されていること。 ２　ますの内側の側面及び底面の面積の合計が０.５平方メートル以上あること。 ３　充てん材には単粒度砕石を用い、厚さは側面を１０センチメートル以上、底面を１５センチメートル以上とすること。 ４　フィルター層として、充てん材の下部に５センチメートル以上の砂層を設けること。 ５　ますの底面及び充てん材の周囲に透水シートを設置すること。 |
| 雨水浸透トレンチ | １　浸透管（有孔管、ポーラス管又はこれらと同等の浸透性を有する管）とその周囲の充てん材から構成されていること。 ２　浸透管は、管径１００ミリメートル以上のものを用いること。 ３　充てん材には単粒度砕石を用い、厚さは上部及び側部を１０センチメートル以上、下部を１５センチメートル以上とすること。 ４　フィルター層として、充てん材の下部に５センチメートル以上の砂層を設けること。 ５　浸透管及び充てん材の周囲に透水シートを設置すること。 |
| 浸透性アスファルト舗装 | １　舗装は５センチメートルとし、アスファルト材に開粒度アスファルト混合物を用い、空隙率を１５パーセント以上確保すること。 ２　路盤は２０センチメートルとし、透水係数１.０×１０（-２）センチメートル毎秒以上を確保できる材料を用いること。 ３　フィルター層として、路盤の下部に１０センチメートル以上の砂層を設けること。 ４　路盤面のプライムコートを施工しないこと。 |
| 雨水貯留槽 | １　雨水の地下浸透がなされている雨どいに接続すること。 ２　水槽の下部に、散水等に利用できる雨水の取り出し口があること。 ３　材質は、金属、プラスチック等とし、堅固かつ耐久性のあるものとする。ただし、未使用品に限る。 ４　水槽を満水にして、下部の雨水取り出し口を閉めた状態で、雨水の漏えいがないこと。 |

備考　１　浸透性アスファルト舗装については、これらの条件を満たしたものと同等の透水性を有する舗装は、浸透性アスファルト舗装とみなす。

２　市長は、浸透性アスファルト舗装施工に伴い安全上必要があると認めるときは、条件の内容を変更することができる。